

外来医療計画に係る取組について

1 共同利用計画書について

(1) 制度概要

本県では国が示すガイドラインに基づき愛知県外来医療計画を策定し、地域の医療資源を可視化し、医療機器の共同利用を推進することで地域の医療資源を効率的に活用することを目指している。

対象医療機器（後述）を設置した医療機関に対しては機器の設置届を提出する際（機器設置後 10 日以内）に同時に共同利用計画書を提出することを求め、提出のあった共同利用計画書について地域医療構想推進委員会で報告することとしている。

(2) 対象機器

CT、MRI、PET、リニアック、ガンマナイフ、マンモグラフィ

(3) 対象機関

令和 3 年 4 月 1 日以降に上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

(4) 令和 6 年度提出

医療機関名	所在地	設置日	共同利用 対象機器	共同利用	理由
泌尿器科 おぐろクリ ニック	新城市富永	令和 6 年 1 0 月 1 日 ※	マルチスラ イス CT(1 6 列以上 6 4 列未満)	行わない	希望医療機関が 無かったため

※なお、法人化に伴い一度機器の廃止届を提出し、改めて設置届を提出することに伴って提出を求めたものであり、新たに購入したものではない。

2 稼働状況報告について

(1) 制度概要

愛知県外来医療計画において、地域の医療資源を可視化する観点から、対象医療機器の前年度における稼働状況について、毎年度県への報告を求めることとしている。

(2) 対象機器

CT、MRI、PET、リニアック、ガンマナイフ、マンモグラフィ

(3) 対象機関

令和5年4月1日以降に対象機器を新規購入し、共同利用計画書を提出した医療機関

(4) 報告方法

ア 外来機能報告対象機関（病院、有床診療所等）

外来機能報告期間（10月1日から11月30日）に外来機能報告によって対象機器の稼働状況を報告する。（共同利用の有無については確認できない。）

イ 外来機能報告非対象機関

保健所が別途定める時期に稼働状況報告書を保健所へ提出する。

(5) 当構想区域における共同利用実績

令和5年度以降に共同利用計画書を提出したのは前述の泌尿器科おぐろクリニックのみであり、前年度の稼働状況が無いものとするため今年度については稼働状況報告対象機関は当構想区域内に無い。

(6) 備考

国は、外来機能報告の報告項目については制度の運用状況を踏まえながら引き続き検討することとしているため、来年度以降の本県での取り扱いについても国の動向を踏まえながら検討していく。

医療機関から報告のあった医療機器の稼働状況については地域医療構想推進委員会で確認後、県ホームページ上に公開する。